

新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(入札参加資格審査書類の提出)</p> <p>第16条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日（その日が新潟市の休日定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項各号に規定する日に当たる場合については、これらの日の翌日）までに、第8条第3項及び第4項で規定した入札参加資格審査書類、技術資料を証明する書類並びに要綱第7条に規定する入札参加資格審査書類の提出について（要綱別記様式第5号）を<u>持参又は電子メールにより</u>提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和4年5月19日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(入札参加資格審査書類の提出)</p> <p>第16条 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日（その日が新潟市の休日定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項各号に規定する日に当たる場合については、これらの日の翌日）までに、第8条第3項及び第4項で規定した入札参加資格審査書類、技術資料を証明する書類並びに要綱第7条に規定する入札参加資格審査書類の提出について（要綱別記様式第5号）を<u>持参</u>提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第22条 (略)</p>	